

実務対応報告第 12 号

法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い

平成 16 年 2 月 13 日
企業会計基準委員会

平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、資本金 1 億円超の法人を対象とした法人事業税の「外形標準課税制度」が導入されることに伴い、平成 15 年 3 月 25 日に日本公認会計士協会から「法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い」（以下「外形標準課税の取扱い」という。）が公表された。外形標準課税の取扱い前書きにおいて、外形標準課税制度下の事業税の損益計算書における表示方法等については、別途検討される必要がある旨述べられているため、当委員会において検討し、本実務対応報告において以下のとおり取り扱うこととした。

これは、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されるという新事実の発生に伴う新たな会計処理の採用であり、会計基準の変更に伴う会計方針の変更には該当しないことに留意する必要がある。

本実務対応報告は、第 50 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。

1. 損益計算書における表示

法人事業税の付加価値割及び資本割については、原則として、販売費及び一般管理費に計上するものとする。ただし、合理的な基準に基づき売上原価（当期製造費用）に配分することができる。

<u>事業税の算定基準</u>	<u>損益計算書における表示区分</u>
外形基準（付加価値割及び資本割）	販売費及び一般管理費
所得基準（所得割）	法人税、住民税及び事業税

2. 付加価値割及び資本割を販売費及び一般管理費とすることの理由

- (1) 付加価値割及び資本割の課税標準は、外形基準により算定され、いずれも所得割の課税標準である所得（以下「課税所得」という。）の概念とは異なっていると位置付けられる。すなわち、資本割の課税標準は各事業年度の資本等の金額であり、課税所得と関連しないことは明らかである。また、付加価値割の課税標準についても、企業の活動価値を表すものと考えられ、課税所得とは異なる考え方に基づき算定される。このため、外形標

準課税の取扱いにおいて示されているように、付加価値割及び資本割は、利益に関連する金額を課税標準とする事業税ではないと判断される。

なお、付加価値割の課税標準は一体として意味を持つものであり、課税標準を分解して取扱いを違えることは不合理であると考えられるため、付加価値割のうち利益に関連する金額に対応する税額のみを分離して「法人税、住民税及び事業税」に計上するといった考え方は採用していない。

- (2) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の規定を踏まえ、日本公認会計士協会監査委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」2(2)では、当該事業年度の利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、原則として、損益計算書上、営業費用項目として処理することとされており、また、その未納付額は「未払法人税等」に含めて貸借対照表の流動負債の部に記載することとされている。これは実務上も定着しているものと認められる。

以 上